二十七　離島航路等の維持に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に14.6円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十九　島しよ数が多いため特別の財政需要があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×5＋B×0.5＋C）×D×8,403,000円×1／3

算式の符号

A　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

B　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法第156条第１項に規定する行政機関の数

C　当該道府県の区域内の島しよに存在する市町村役場の数

D　当該道府県における本土と島しよまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十　農家負担金軽減支援対策に要する経費があるとき。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

二十七　離島航路等の維持に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に18.1円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十九　島しよ数が多いため特別の財政需要があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×5＋B×0.5＋C）×D×8,356,000円×1／3

算式の符号

A　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

B　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法第156条第１項に規定する行政機関の数

C　当該道府県の区域内の島しよに存在する市町村役場の数

D　当該道府県における本土と島しよまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十　農家負担金軽減支援対策に要する経費があるとき。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。